

近畿東海矯正歯科学会会則

第1章 名称、目的および事務局

- 第1条 本学会は近畿東海矯正歯科学会（以下「本会」という）と称する。
- 第2条 本会は歯科矯正学の進歩発展と会員相互の親睦をはかる事を目的とする。
- 第3条 本会の事務局の所在は会長がこれを定める。

第2章 会 員

- 第4条 本会は次の会員をもって構成する。
1. 正会員
(1) 本会の目的に賛成し、かつ本会の評議員会によって認められた近畿東海北陸地区の各矯正研究会および大学の各歯科矯正学講座（教室）に属するもの。
(2) 第4条1項（1）の各機関に所属していないが、本会の目的に賛成し、かつ本会の会員の推薦を受けたもの。
 2. 名誉会員
本会の功労者に対し評議員会の審議を経て、会長が推戴する。
 3. 賛助会員
本会の目的に賛成する団体で評議員会の承認を得たもの。
- 第5条 本会に入会を希望するものは、別に定める所定の手続きにより本会事務局に申し込むものとする。
- 第6条 会員が転居、その他異動を生じた場合、あるいは退会しようとする場合には速やかに本会事務局に届け出るものとする。
- 第7条 会員で2年を越えて会費未納の場合は、退会したものとみなす。

第3章 役 員

- 第8条 本会に次の役員をおく。
- | | |
|---------|-----|
| 会 長 | 1 名 |
| 副 会 長 | 1 名 |
| 常 任 理 事 | 1 名 |
| 理 事 | 4 名 |
| 評 議 員 | 若干名 |
| 学術大会長 | 1 名 |
| 監 事 | 2 名 |
| 幹 事 | 4 名 |
- 第9条 役員を選出方法および職務は次の通りとする。
1. 会長は評議員会の互選により選出するものとし、本会を代表し、会務を総括する。
 2. 副会長は会長が委嘱し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
 3. 常任理事は会長が委嘱し、会長を補佐し、各理事との連絡にあたる。
 4. 理事は会長が委嘱し、各会務（庶務・財務・学術・

編集）を分担する。

5. 評議員は第4条1項で定める各機関より選出され、会長はこれを委嘱する。その他若干名を理事会、評議員会から推薦することができる。評議員に事故ある時は、予め届出された代理者が評議員会に出席することができる。
 6. 学術大会長は会長が委嘱し、学術大会を組織・運営する。
 7. 監事は評議員会において選出し、本学会務ならびに財務を監査する。
 8. 幹事は会長が委嘱し、理事の職務を補佐する。
- 第10条 役員は任期は2年とし再任を妨げない。ただし学術大会長の任期は1年とする。
欠員となったために選出された役員は前任者の残任期間とする。

第4章 会 議

- 第11条 1. 理事会は会長の召集のもとに本会の運営に必要な諸議事を立案・審議する。ただし、緊急やむをえない事項は、会長がこれを処理するか、電磁的方法による審議を行うことができる。会長が処理した場合は、次回理事会に報告し、その承認を求めることとする。電磁的方法による審議の記録は、次回理事会の議事録に記載する。
2. 理事会の構成は、会長・副会長・常任理事・理事・学術大会長・監事とする。
- 第12条 評議員会は会長の召集のもとに本会の運営に必要な諸議事を審議決定する。ただし、緊急やむをえない事項は、会長がこれを処理するか、電磁的方法による審議決定を行うことができる。会長が処理した場合は、次回評議員会に報告し、その承認を求めることとする。電磁的方法による審議決定の記録は、次回評議員会の議事録に記載する。
- 第13条 評議員会は評議員の3分の2以上の出席（書面または電磁的方法による委任状を含む）をもって成立し、評議員の過半数以上の同意をもって議事を決する。
- 第14条 議長はその都度出席評議員の互選により選出され会議の運営にあたる。
- 第15条 会長が必要と認めるときは評議員会の議を経て各種委員会を設置することができる。
- ## 第5章 事 業
- 第16条 本会は学術会として年一回の大会および適時開催の例会をもつ。
- 第17条 学術大会での研究発表は本会会員に限る。
- 第18条 本会は大会中に総会を開催する。
- 第19条 本会は近畿東海矯正歯科学会雑誌を発行し、会員その他に配布する。
- 第20条 その他必要と認められる事業を評議員会の議を経て行う

ことができる。

第6章 会 計

- 第21条 本会の会計年度は毎年1月1日より12月31日までとする。
- 第22条 本会の経費は入会金・会費およびその他の収入をもってあてる。
- 第23条 本会の入会金および会費の額は評議員会が定める。
- 第24条 会員は次年度会費を当該年度末までに前納するものとする。一旦納入された会費は返却しない。なお、必要に応じ臨時会費を徴収することができる。
- 第25条 本会の決算報告は、評議員会の承認を経て総会において行う。

第7章 解散および清算

- 第26条 1. 本会は、評議員会の決議によって解散することができる。
2. 解散の決議は評議員の3分の2以上が出席（委任状を含む）し、出席者の3分の2以上の賛成を要する。
3. 解散の決議に当たっては、残余財産の帰属先を定めなければならない。
4. 清算人は、解散決議時の会長とする。
- 第27条 清算人は、次の職務を行う。
1. 現会務の終了
 2. 債権の取立及び債務の弁済
 3. 残余財産の引渡

第8章 会則の変更

- 第28条 本会の変更は評議員会において行うことができる。

付 則

1. 本会則は、昭和34年1月1日から施行する。
2. この改正は、昭和53年6月25日から施行する。
3. この改正は、平成元年6月11日から施行する。
4. この改正は、平成4年6月14日から施行する。
5. この改正は、平成7年6月17日から施行する。
6. この改正は、平成9年3月6日から施行する。
7. この改正は、平成16年2月5日から施行する。
8. この改正は、平成31年1月24日から施行する。

入会手続きおよび会則に関する細則

1. 本会への入会手続きは次の通りとする。
 - (1) 正会員については所定の入会申込書に必要事項を記入、捺印の上、別に定める入会金および、当該年度の会費（会則24条）を添えて事務局に申し込む。
 - (2) 賛助会員については所定の用紙に必要事項を記入の上、

事務局宛に提出し、評議員会の承認を得た後、別に定める当該年度会費を納入する。

2. 本会の入会金および会費の額は次の通りとする。
 - (1) 正会員の入会金は3,000円、年会費は7,000円とする。
 - (2) 賛助会員の年会費は30,000円とする。
 - (3) 名誉会員からは会費を徴収しない。

編集委員会規定

1. 委員会は編集理事、編集幹事および各大学から推薦された編集委員により構成される。編集委員は会長が委嘱し会則第19条の業務にあたる。
2. 編集委員長は編集理事もしくは編集委員より選出され、会長が委嘱する。
3. 編集委員会は編集理事もしくは編集委員長の要請により開催する。
4. 編集委員会によって決定した事項は評議員会の承認を必要とする。
5. 委員会は編集に関して必要が生じた場合、理事会と協議できる。

学術委員会規定

1. 委員会は学術理事、学術幹事および各大学から推薦された学術委員により構成される。学術委員は会長が委嘱し会則第16条の業務にあたる。
2. 学術委員長は学術理事もしくは学術委員より選出され、会長が委嘱する。
3. 学術委員会は学術理事もしくは学術委員長の要請により開催する。
4. 学術委員会によって決定した事項は評議員会の承認を必要とする。
5. 委員会は学術・学会に関して必要が生じた場合、理事会と協議できる。

庶務委員会規定

1. 委員会は庶務理事、庶務幹事および各大学から推薦された庶務委員により構成される。庶務委員は会長が委嘱し当学会の会員管理の業務にあたる。
2. 庶務委員長は庶務理事もしくは庶務委員より選出され、会長が委嘱する。
3. 庶務委員会は庶務理事もしくは庶務委員長の要請により開催する。
4. 庶務委員会において決定した事項は評議員会の承認を必要とする。
5. 委員会は会員の資格等に関して必要が生じた場合、理事会と協議できる。